

藤沢市国民健康保険料納期限延長（徴収猶予）要綱

（目的）

第1条 この要綱は、藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号。以下「条例」という。）第24条及び藤沢市国民健康保険条例施行規則（昭和35年藤沢市規則第28号。以下「規則」という。）第11条の規定による保険料の納期限の延長（以下「徴収猶予」という。）について、条例及び規則に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象及び期間）

第2条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者が徴収猶予を申請したときは、納付することができないと認められる金額を限度として原則6箇月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を最長1年とすることができる。

- （1） 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷及び火災等の災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- （2） 納付義務者の収入が疫病若しくは長期間の入院により著しく減少したとき。
- （3） 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- （4） 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- （5） 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

（延滞金の免除）

第3条 保険料の徴収猶予における延滞金については、その金額の全額を免除するものとする。

（審査）

第4条 市長は、規則第11条項の調査において必要と認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の規定により、申請者に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員が質問を行うものとする。

2 市長は、納期限延長申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、徴収猶予をしないものとする。

- （1） 前項の規定による申請書の審査により、その内容の事実と相違していることが判明したとき。
- （2） 徴収猶予に係る国民健康保険料を、徴収猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

- (3) 申請書を提出した者が、前項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による審査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 不当な目的で申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。
- (5) 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

(徴収猶予の決定)

第5条 申請に基づき、市長が保険料の徴収猶予を承認又は不承認を決定したときは、その旨を納付義務者に通知し所要の処置をとるものとする。

(状況変化の報告)

第6条 納付義務者は、その世帯の資金力が回復したとき、又は、その他事情が変わったときは、速やかに市に届け出なければならない。

(徴収猶予の取消し)

第7条 納付義務者が虚偽の申請をしたことが判明したとき、又はその世帯の資力、その他の事情の変更により保険料の徴収猶予が不相当と認められるときは、徴収猶予の全部又は一部を取消さなければならない。また、取消しを行ったときは、その旨を納税義務者に通知し所要の処置をとるものとする。

(督促及び滞納処分の制限)

第8条 徴収猶予の期間内の保険料においては、新たに督促及び滞納処分を行うことはしないものとする。ただし、交付要求は除く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。